

## 源泉所得税の改正のあらまし比較・年収の壁

以下のとおり所得税の基礎控除の引き上げ等が行われました

これらの改正は原則として、令和8年分以後の所得税について適用されますが、源泉徴収事務に変更はなく  
**R8年の年末調整によって行われます**

項目	令和6年 改正前	令和7年 2025年分～	令和8・9年 2026・27年分	令和10年以降 2028年分～
<b>(1) 基礎控除の引上げ</b>				
基礎控除（本則） 合計所得 2,350万円以下	48万円	58万円 (+10万円)	62万円 (+4万円)	62万円～ (CPI連動)
特例加算額(措置法) 低～中所得者への上乗せ	なし	最大 37万円	最大 42万円	物価連動で 毎2年見直し
基礎控除 最高額 合計所得 132万円以下	48万円	95万円 (+47万円)	104万円 (+9万円)	99万円～ (CPI連動)
住民税 基礎控除 変更なし（参考）	43万円	43万円	43万円	43万円
<b>(2) 給与所得控除の最低保障額の引上げ</b> (850万円超最高 195万円に変更なし)				
給与所得控除 最低額 190万円以下	55万円 162.5万円以下	65万円 (+10万円)	74万円 本則(69万円)+5	69万円 本則(+4万円)
特例（時限措置） R8・9年分のみ	—	—	+5万円（特例）	—
<b>★年収の壁（所得税の課税最低限 / 給与所得者、単身）</b>				
所得税課税最低限 基礎控除 + 給与所得控除	103万円 48+55万円	160万円 95+65万円	178万円 104+74万円	131万円～ CPI連動
社会保険の壁 (参考)	106万円 扶養は130万円	106・130万円 扶養は130万円 大学生150万円	106・130万円 扶養は130万円 大学生150万円	段階的に週20時間
<b>(3) 扶養控除等の所得要件の改正</b>				
扶養控除・配偶者控除 対象者の合計所得金額要件	48万円以下 給与収入103万円以下	58万円以下 給与収入123万円以下	62万円以下 給与収入136万円以下	62万円～ CPI連動
ひとり親控除 子の合計所得金額要件	48万円以下	58万円以下 給与収入123万円以下	62万円以下 給与収入136万円以下	62万円～ CPI連動
ひとり親控除額 所得税 / 住民税	35 / 30万円	35 / 30万円	38 / 33万円 各+3万円	未定

項目	令和6年 改正前	令和7年 2025年分～	令和8・9年 2026・27年分	令和10年以降 2028年分～
高校生扶養控除額 16～18歳（特定扶養除く）	所得税 38万円 住民税 33万円	所得税 38万円 住民税 33万円	所得税 25/25万円 住民税 33/12万円	未定
勤労学生控除 合計所得金額要件	75万円以下 給与収入 130万円以下	85万円以下 給与収入 150万円以下	89万円以下 給与収入 163万円以下	CPI 連動
特定親族特別控除 子の合計所得金額要件	なし	58万超 123万円以下 123万超 188万円以下	62万超 123万円以下 138万超 197万円以下	CPI 連動
特定扶養最大控除額 所得税（扶養する側）	なし	最大 63万円 段階的に減少	最大 63万円 段階的に減少	最大 63万円 継続
<b>★源泉徴収事務のスケジュール</b>				
源泉徴収事務 毎月の給与天引き	旧税額表	新税額表 R7年1月～適用	R8年分は変更なし R9年1月新表適用	新税額表 R11年1月～？
年末調整 適用開始 控除額の精算時期	旧額で精算	R7年12月から 新控除額で計算	R8年12月から 新控除額で計算	R10年12月から 更新後の額で計算

**【凡例・留意事項】**

令和6年（改正前）	令和7年改正	令和8・9年改正	令和10年以降
-----------	--------	----------	---------

- ① 社会保険の壁（106万・130万円）は別制度。本表の所得税の壁と混同しないこと。
- ② 住民税の基礎控除（43万円）は今回の改正対象外。
- ③ 令和10年以降の金額は「CPI連動（消費者物価指数に2年ごとに連動）」で変動するため、現時点では確定値なし。
- ④ 令和8・9年分の特例（基礎控除+最大42万/給与控除+5万）はR10年以降終了し、本則ベースに戻る。

出典：国税庁「令和7・8年版 源泉徴収のあらまし」「令和8年度税制改正大綱」（R7.12.26閣議決定）